

答申第105号
平成28年11月24日
(諮問公第122号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、平成27年10月27日付けで「元〇〇市立中学校長への退職金返済命令に再審査請求がなされたか否か、完済されたか否かが判る資料」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年11月26日付け鹿教教第338号で、公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成27年12月22日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 県の担当課が、公金の返還の有無を問うことを個人情報の秘匿の対象として不開示としたことは、行政情報開示の法律の趣旨、解釈をあやまっている。

イ 公金が未返還のまま、ながく放置されるなら相当額が元〇〇市立中学校長により費消され、公金に損害が生じるおそれがあるとする当方の主張には公益性がある。

ウ 返還命令された元〇〇市立中学校長の退職金は本来、公金であり、これが県に返納されたか否かを知ることは、納税者である県民の権利である。

エ 個人情報として不開示としたことは、住民監査請求の権利を侵害している。

オ 平成26年2月12日付けで鹿児島県より元〇〇市立中学校長に退職金返納命令が発

せられた。その返納の有無を知ることは、同事案に関する住民監査請求の前提となる。

カ 元〇〇市立中学校長に対して支給された退職金は、すでに県の公金であるから、その返納の有無を県民として知ることは、住民監査請求制度の趣旨に照らして、合理性がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

元〇〇市立中学校長への退職手当返納命令について再審査請求がされたか否かの判る資料及び完済されたか否かの判る資料

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求された公文書については、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない。

イ 実施機関では、現職の教員に対する懲戒処分等の公表基準を定めている。本件は、退職者に退職手当返納命令を行った初めての事例であり、現職の教員に懲戒処分を行った事例ではないが、懲戒処分相当の行政処分を行ったことから、当該基準を参考にして処分の概要等を公表した。

ウ 元〇〇市立中学校長が再審査請求を行ったか否か及び退職手当を返納したか否かについては、平成27年11月26日の不開示決定時、報道や議会等においても公表されていない情報である。

エ 報道発表を行ったのは、元〇〇市立中学校長に退職手当返納命令を行ったという事実だけであり、また、審査請求があったことについては、地方自治法上、県議会に諮問をすることになっていることから、その過程で公になったものである。

オ 住民監査請求とは、地方自治法第242条に基づき、普通地方公共団体の住民が不当な公金の支出等について、監査委員に対して監査を求めるものであり、実施機関が、条例第10条に基づき不開示決定処分を行うことは、住民監査請求の権利に対して何ら侵害するものではなく、異議申立人の主張は成立しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 1 月 29 日	諮問を受けた。
2 月 15 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。 異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9 月 8 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11 月 17 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記3(1)のとおり「元〇〇市立中学校長への退職手当返納命令について再審査請求がされたか否かの判る資料及び完済されたか否かの判る資料」である。実施機関は、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号で不開示とされている個人に関する情報に該当するとして、条例第10条の規定により、請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

上記2(2)のとおり、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号及び条例第10条に該当するかどうか検討した上で、条例第9条該当性についても検討する。

イ 個人情報(条例第7条第1号)該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

開示請求の内容に特定個人の氏名や学校名は記載されていないものの、実施機関が退職手当返納命令を行ったのは、元〇〇市立中学校長の事例が初めてであり、対象となる個人は極めて限定されることとなる。また、元〇〇市立中学校長が退職手当返納命令を受けたことについては新聞報道等で公にされていることも踏まえると、同市に住む者や教育関係者等一定の範囲の者から見れば特定の個人を識別し得る可能性があると考えられる。

したがって、退職手当返納命令を受けた元〇〇市立中学校長が再審査請求をしたか否か及び退職手当を完済したか否かが判る文書を公にすることによって、特定個人の再審査請求及び退職手当返納の有無が明らかになることから、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 本号ただし書該当性

現職の教員に対する懲戒処分等については、実施機関が行政としての説明責任を果たすために「学校職員の懲戒処分等の公表基準」を定め一定の事項を公表している。本件は、退職者に退職手当返納命令を行った事例であり、実施機関は、懲戒処分相当の行政処分(退職手当支給条例第14条該当)が行われたことから、当該公表基準を参考に、退職手当返納命令処分の概要等(氏名、年齢等を除く)を公表したものである。しかし、退職手当返納命令処分に係る再審査請求及び退職手当返納の有無など行政処分後の状況については、当該公表基準上の公表内容に規定されていない事項であり、報道機関等に対して公表しておらず、これまでも公表した事実があるとは認められないため、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

また、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあ

るかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イ(イ)及び(ウ)で判断したとおり、退職手当返納命令を受けた元〇〇市立中学校長が再審査請求をしたか否か及び退職手当を完済したか否かが判る文書に対する開示請求であり、特定個人の再審査請求及び退職手当返納の有無を明らかにするものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると認められる。

エ 裁量的開示(条例第9条)について

異議申立人は、「公金が未返還のまま、ながく放置されるなら相当額が元〇〇市立中学校長により費消され、公金に損害が生じるおそれがあるとする当方の主張には公益性がある」、「返還命令された元〇〇市立中学校長の退職金は、本来、公金であり、これが県に返納されたか否かを知ることは、納税者である県民の権利である」と主張しているが、この主張は、退職手当の返納の有無について、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示を求めているとも思われる。

条例第9条には、「開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第3号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定されており、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

また、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示するものであることから、適用に当たっては、不開示情報の規定により保護される権利利益と開示による公益を比較検討して、慎重に判断する必要がある。

これを本件についてみると、異議申立人は退職手当は本来公金であり、返納状況の公表には公益性があるという趣旨の主張をしているが、上記で判断したとおり、当該情報は個人に関する情報であり、個人情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも公開すべき特段の事情があるとは認められない。

したがって、条例第9条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

オ その他の主張について

異議申立人は、本件処分が住民監査請求の権利を侵害している等主張しているが、住民監査請求と条例に基づく公文書開示請求は制度が異なるものであり、本件につ

いては条例に基づき判断すべきものであることから、異議申立人の主張は採用できない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。